

## 難民事業本部ソーシャルメディア運用方針

令和6年6月  
難民事業本部  
企画調整課

### (目的)

インターネット上の広報活動の一環として、X（旧 Twitter）などのソーシャルネットサービス（以下、SNS）を使用したソーシャルメディアを通じて、難民事業本部の活動、主に日本における難民の現状等に関して、広報・啓発を行うことを目的とします。

### (運営)

#### 第1条 1 投稿者

難民事業本部企画調整課

#### 2 発信媒体

X（旧 Twitter）

#### 3 投稿内容

難民事業本部の活動、主に日本における難民の現状、スタッフ採用情報等について、写真・動画等を活用しつつ、発信します。

### (コメント管理)

#### 第2条 1 コメントの返信

難民事業本部ソーシャルメディアは、情報発信を行うものとし、コメントに対しては、原則として返信はいたしません。

なお、難民事業本部へのご質問・お問い合わせ等は、難民事業本部ホームページの「お問い合わせ」（<https://www.rhq.gr.jp/contact/>）で受け付けています。

#### 2 コメントの削除

運用にあたり、投稿内容に関係のないコメント（広告・スパムなど）や、下記事項に該当すると判断したコメントは、投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を

傷つけるもの

- (5) 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいするなどのプライバシーを侵害するもの
- (6) 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- (7) 営利を目的としたもの
- (8) 記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
- (9) 虐待的、卑猥、下品、侮辱的な文言等の内容を含むウェブサイト等へリンクするコメント
- (10) 意見表明なく、当ページの閲覧者を他のウェブサイト等へ誘導することを目的とするもの
- (11) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント
- (12) 該当するソーシャルメディアの利用規約に反するもの
- (13) その他、運営上、不相当であると判断されるもの

### 3 ユーザーのブロック

上記2に該当するコメントを投稿するユーザーのコメントをブロックする場合があります。難民事業本部ソーシャルメディアの適切な運用を妨げるユーザーは、永久にブロックする場合があります。

(アカウントのなりすまし・乗っ取り)

- 第3条 1 なりすましを発見した場合には、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意を喚起します。
- 2 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ソーシャルメディア公式ページ・ユーザー名を難民事業本部のホームページ上に明示します。

(公式アカウントの閉鎖)

- 第4条 1 ソーシャルメディアでの情報発信が困難になった場合には、公式ページ・アカウントの利用を停止し、場合によってはアカウントを閉鎖・削除する場合があります。

(運用方針の変更)

- 第5条 1 本運用方針は、事前に予告なく変更する場合があります。

(知的財産権)

- 第6条 1 難民事業本部ソーシャルメディアに掲載されている写真・イラスト・音声・

動画及び記事等の知的財産権は難民事業本部又は正当な権利を有する者に帰属します。

- 2 難民事業本部ソーシャルメディアの掲載記事に対する「いいね」や「リポスト」等の機能（これらに類する機能を含む。）については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記した上での転載は可能とします。ただし、商用目的の利用や、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

（免責事項）

- 第7条 1 難民事業本部ソーシャルメディアに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、ソーシャルメディアの利用者が難民事業本部ソーシャルメディアの情報をを用いて行う一切の行為については、難民事業本部は何ら責任を負うものではありません。
- 難民事業本部ソーシャルメディアに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、難民事業本部ソーシャルメディアに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、難民事業本部は責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 2 コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは難民事業本部に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、難民事業本部に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
  - 3 上記のほか、難民事業本部ソーシャルメディアに関連して生じた、いかなる損害についても難民事業本部は一切の責任を負いません。

（他のソーシャルメディアへの本運用方針の準用）

- 第8条 1 本運用方針は、Xアカウントに適用するほか、今後新たにソーシャルメディアアカウントを開設した場合、当該ソーシャルメディアの運用へも準用することとします。ただし、必要に応じて、本運用方針の準用ではなく、別途、個別に運用方針を定める場合もあります。

以上